

# 「信濃川水系 長野圏域河川整備計画(犀川)」 概要版

「河川整備計画」は、平成9年の河川法改正により創設された制度で、計画期間内に実施を予定している河川整備の内容等を明示し、その内容を広く地域の皆様に知っていただくためのものです。

「長野圏域河川整備計画(犀川)」には、「河川整備の実施に関する事項」として、県として進めたいと考えている河川整備の予定を記載してあるほか、河川の維持管理に関する考え方、河川情報の提供や地域の皆様・関係機関との連携に関する考え方など広範囲な内容を記載しています。

犀川の整備予定箇所等の詳細な部分については、本編をご覧ください。この概要版では、今回の河川整備計画の考え方を中心に骨子を御紹介いたします。

## 長野圏域河川整備計画(犀川)の概要

### 第1章 河川の現況

#### (1)流域及び河川の概要

犀川は、標高3,180mの北アルプス南部の槍ヶ岳にその源を發し、松本盆地で奈良井川、高瀬川などの一級河川と合流しながら北流し、生坂村、大町市及び長野市信州新町で蛇行しながら北東に流れ、長野盆地で東に流れを変えて長野市若穂綿内付近で千曲川に合流する幹川流路延長157.7kmの一級河川である。このうち、長野圏域内における長野県知事管理区間の流路延長は33.8kmである。このような地形により、犀川流域は中流の山間部では急峻な溪流を呈するが、千曲川に合流する下流平地部では緩やかな勾配となり、対照的な特徴を有している。

#### (2)河川整備の現状と課題

犀川の長野市信州新町水内ダム湖付近では、河道が狭くかつ連続して大きく湾曲しており、流下能力に満たない場所ではたびたび越水などの被害が発生している。近年では昭和58年、平成16、18年に浸水被害が発生しているが、特に昭和58年9月の台風10号では、長野市信州新町市街地のほぼ全体が浸水する大災害(家屋浸水615戸)となった。

犀川の県管理区間は、そのほとんどが掘込河道であるが、長野市信州新町市街地は、唯一といえる築堤区間であり家屋等の資産も集積していることから、治水安全度の確保が急務となっている地域である。

こうしたことから、狭窄部の河川トンネルによるバイパス(久米路河川トンネル)整備と湾曲部の開削(杉山開削)工事が実施され、これらの事業は平成20年までに完了している。

しかしながら、いまだ安全度が確保されていないことから、下流の国管理区間と整合を図りつつ、河川改修を行う必要がある。

### 第2章 河川整備計画の目標に関する事項

#### (1)計画対象区間

本整備計画の対象とする区間は、長野市大岡兒玉橋下流端から長野市大字塩生しょうぶ両郡橋上流端までの、延長33.8kmである。

#### (2)計画対象期間

本整備計画の対象期間は、河川整備の実施に関する事項に記載されている河川整備が一連の効果を発現するまでの期間として、今後20年間とする。

#### (3)洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

沿川の人口や資産の集積状況、流域内の土地利用の状況、災害発生時の社会的影響、国管理区間の改修規模と

のバランスを考慮し、戦後最大規模の洪水で甚大な被害を被った昭和58年9月の台風10号と同規模の洪水を安全に流下させることのできる治水安全度を確保し、長野市信州新町新町地区、里穂刈地区、上条地区、竹房地区、下市場地区において、家屋等への浸水被害を防止することを目標とする。

### 第3章 河川整備の実施に関する事項

#### (1)河川工事の目的

戦後最大規模の洪水で甚大な被害を被った昭和58年9月の台風10号と同規模の洪水に対し、第2河川トンネルにより狭窄部や湾曲に起因する堰上げの解消を図り、長野市信州新町新町地区、里穂刈地区、上条地区、竹房地区、下市場地区において、洪水氾濫から家屋等の資産を守る。

#### (2)施行の場所及び整備の内容

##### 河川トンネル

場所:長野市信州新町 久米路峡

導水路トンネル延長:204.5m(トンネル部延長:176.5m)

トンネル部 断面形状:偏馬蹄形断面 D=15m

トンネル勾配:1/500

目的:久米路峡での流下能力を確保し、上流域での洪水被害を防止する。

形状等については必要に応じて変更することがある。

#### (3)河川の維持の目的

常に変化する河川の状況を把握し、洪水による災害の発生の防止及び軽減、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全等を行い、河川の有する多様な機能を十分に発揮できるよう適切に維持する。

#### (4)河川の維持の種類及び施行場所

堤防、護岸等、河川管理施設の維持や流下能力を確保するため、施設の異常、土砂の堆積状況の把握に努め、必要な箇所においては、護岸の修繕や河床掘削、立木の除去等を行い、正常な河川機能の維持に努める。

河川パトロール及び河川モニター等の地域住民との連携を図り、河川管理施設の異常・不法投棄等の早期発見及び水量、水質の監視に努める。

### 第4章 河川情報の提供、地域や関係機関との連携等に関する事項

#### (1)河川情報の提供に関する事項

犀川流域の雨量・水位情報を収集し、関係機関に提供することにより、水防活動等の支援を迅速に行う。

洪水ハザードマップを住民に周知し、水害防止に関する意識の向上と迅速な避難行動を支援する。

パンフレット配布やHPなどを通じ、河川事業の紹介等河川に関する情報提供に努める。

#### (2)地域や関係機関との連携等に関する事項

洪水氾濫が予想される区域においては、連携系統等を定めた水防計画を樹立し、関係機関と連携して洪水被害を防止、軽減するための水防活動を支援する。

治水上支障となり得る流出量の増加が見込まれる開発行為については、開発者・関係機関の協力のもと、低減のための対策を講ずる。

河川に関する広報活動を通じ地域住民や河川愛護団体等と連携して地域に親しまれる川づくり、草刈り、ごみ拾いなど河川美化活動の普及を図る。

犀川では、平成18年7月の洪水時に、国土交通省所管の大町ダムと東京電力(株)所管の5発電ダムが連携し、特例的な流量調節を行った結果、下流の水位上昇を抑え、洪水被害を軽減した。今後も引き続き、関係機関が連携を図り、流域の安全度の向上に努める。